

は、だれしも昔うごく、民意によらざるところの内閣である。やはり選挙當時は自由党と民主党とお互いにのぎを削つて政策を争つて、そうしてあなたは当選しておる。それが、政策の違つた政党が一緒になつてそして内閣を作つておるということは、そもそも民意に反するものであつて、どうしてもこれは選挙をやつて、民意に沿うて政治をやるべきであつた。そういうことにについて、総理として政治的な責任というものを十分お考えにならなければならぬと思ふのです。ところで、そうした過去の大きなミスをやつておつて、しかも戦後最悪の予算であるといわれるようなこととのあの予算を提出なさつた。われわれとしては解散要求決議案を出して対決したわけでありますが、岸総理はもっぱら予算の成立を期待いたしまして、予算はようやく成立した。そうするならば、それにからむところの予算執行等の法案等もありましょうけれども、今や解散の機は大いに熟していると私は思う。世論もこれを認め、あなたもこれを認めているようであります。あなたの御自身としては四月解散というものを肯定しておられると私は思うのであります。いかがでありますか。

○岸国務大臣　解散の時期につきましては、しばしば国会の本会議あるいはこの委員会等において御質問がございまして、私としてはいつ解散するということをきめでおりませんということを、具解散であるとかいうようなことを、具明瞭に申し上げております。今日なお、私は、時期について、四月解散であるとか、五月解散であるとか、八月

○森(三)委員　あなたは非常に抽象的なばく然とした御答弁をなさつておりますが、やはりあなたは国民の世論の声というものを十分にお聞きにならなければいかぬ。国民の世論としては、岸内閣というものは国民の意思によらないところの内閣であつて、すでにもう解散を昨年のうちにやらなければならぬということを言っておるのであります。それをだんだんずらして今まできておるのであります。この四月解散という声は、ほとんど国民の常識になつておると思うのです。ただいま解散の御答弁を聞ますと、まだ四月か五月かわからぬと言う。あなたのお考えとしては、この際できる限り政府提案の法律案を成立させて解散をしたいというような腹でございましょうが、しかしもう今の時代は、政府が出しておる法律案を全部通すというような甘い情勢ではないと思うのです。しかも、この選挙に関しては、で生きるだけ農繁期を避けたい、あるいはまた日曜日を避けたいとか、あるいはメーデーを避けたいとかいうようなことも、あなたの新聞記者との会見等においてしばしばあなたの口から漏れておる。こういうことに対してあなたはどういうようにお考えですか。なるべく農繁期を避けたい、あるいはメーデーを避けたい、日曜日を避けたいといふことを具体的におっしゃつておる。現在出されるとこらの選挙運動期間を二十日にするという法案が通るか通らないかわかりませんが、かりに通つた場合を仮定いたしますと、世間がいうところの五月十八日に選挙を

については大体のめどを国民に示して、
拳を執行する、あるいは五月二十五日に選
算をしてくると、いわれてくると思う
のであります。総理もやはりこの点に
が、その点一つ率直な御答弁を願いた
いと思います。

○岸田内閣大臣 従来、解散のことにつ
いては、民主政治の本体として、国民
世論の動向に対してもこれを謙虚に受け
入れていかなければならぬといふこと
とは当然のことであり、そういうこと
を自分は考へておる。また同時に、
総理として、内閣の首班として、政治
上の責任を持つておるがゆえに、その
時期をきめるにつきましては、国政全
般の問題ともにらみ合せて考へなければ
ならないということを申しております
す。今日過去において一月解散とい
うような声も當時相当にあつたことは事
実でござります。また、社会党におき
まして解散決議案が出されたことも、
私もよく承知しております。しかし、
私がその当時日本の内外の情勢から考
えると、この国会においてわれわれが
提案しておる三十三年度の総予算の問
題その他重要案件を成し立せしめるこ
とが、国民の福利のために必要であり、國
の繁栄のための基礎を作ることである
から、ぜひそれに全力をあげて自分と
しては努力したい、従つて一月の解散
はしないといふことを申し上げたので
あります。それが考へはずつと一貫し
て、幸いに予算は成立をいたしました
けれども、なお重要な案件が相当に御
審議中でありますので、それを一日も

早く成立をいたしますように、実は私自身も努力をいたしておりますし、党の総裁として、党の諸君に対しましても、特に勉強をしてもらうように私も要望いたして、御審議を願つておるわけであります。今日いつ解散するのだろうな御批評なり御意見はありますか、今申しますように、總理として、これねになりますが、私は、終始一貫今お答えをしておるよう、これはいろいろな御批評なり御意見はあります、もの申しますように、總理として、これはこの国会に成立させることができれば必要であつて、必要欠くべからざるものであるということ出していくものを御審議願つておる最中に、それがまだ成立もしないのに解散するというようなことは、私は、實際考へると言われたって考へることはできないと思います。これをまず一つ御理解いただきまして、今日そのことを私申し上げることができない、といふこの表情を十分御理解願いたいと感ります。

のと思うのです。しかも、この法案が
かりに通ったとするならば、二十日の運
動期間を五月十八日の投票日を予定し
て逆算してくると、大体四月二十八日
に告示になつて、それからまた逆算し
ていきますと四月二十二、三日ごろが解
散のめどだといふのは、これは一般しる
うともわかることなのです。總理の頭
の中には、いわゆる日ソ交渉も成立し、
各法案が大体のめどがつけば、すべて
の法案が通らなくとも、ここには解散
の時期が到来しておるものとお考えに
なつておると思うのですが、やはり率
直に、国民の前に、自分は大体のめ
どにおいて解散をするんだ、こういう
ことをおっしゃらなければならぬと思
う。表情というものは個人的感情で
あって、あなたは個人的な表情を訴え
るようなことはいかぬと思う。やは
り、民主政治家として、あなたは、國
民の前に率直な御意見を、自分は大体
こういうときに解散したいということ
をおっしゃることの責任が、私は十分
あると思う。

がだんだんと盛り上つてきておるといふ事実は、私も率直に認めておりまます。しかし、私に總理として譲せられておるところの、この国会に責任をもつて提案しておる重要な案件が今なお御審議中であり、眞剣に与野党を通じて御審議になつておる際に、私は、それに応じて私も勉強して成立をさせようというので、思ひが一ぱいであつて、まだ解散の時期のことについては考えておらないということを申し上げたのであります。

○森(三)委員 いわゆる東條をじゅんじゅんとして披瀝なさる岸總理の気持もわからぬわけではありませんが、しかし、いわゆる從来の解散の時期を実

施したところのその責任、しかも、今や、國民世論の前には、あなたは民主政

治家として断固としてやらなければならぬ責任が課せられておると思う

のです。しかも、あなたは、しばしば、新聞記者会見において、農繁期は避けたいとおっしゃつておられる。農繁

期を避けるということは、やはり五月末、中旬ころが選挙を施行しなければならない時期ではないかと思うのであります。しかも、あなたはメーデーは避けたというようなことを言っておられました。こうしたところのあなたの判断はいかがですか。一応お伺いしたい。

○岸國務大臣 私は、この選挙権の行使というものは國民の最も大事な権利であります。この意味において、農繁期といふような、農民の方々がその生

業上選挙権を行使するについても、御迷惑になるようなことをなるべく避けるということは、これは政治家と

して当然望ましいことだと思います。

メーデーの問題につきましては、これ

は言うまでもなく世界的労働者の勞

働祭でございまして、一切のものを忘

れてその日を祝うということは、これ

は戦後に特に普及しておる労働の一つ

のお祭りでございますから、それがス

ムーズに行われるということを考えな

ければならない。そういうことが選挙

とからまつてくることについて、いろ

いろ支障を来たすおそれもあるから、

なるべくそういうものとから合わない

ようにするとということを望むのも、こ

れまた私は当然の配慮であらうと思

ます。

○森(三)委員 私も質問を短かくいた

しますから、總理も言葉を短かくして

お願いしないと、あなたはなかなか答

弁が御熱心の余り長引くようですから

總理の御答弁は要点だけ、ポイントだ

け短かくおっしゃっていただきたいと

思います。

そこで、私は解散の時期についてい

ろいろ御質問したのですが、總理は農

繁期についてはなるべく避けたいとい

うことをおっしゃつておられます。

メーデーについてもこれを避けたいと

言われますが、しかし、自民黨の諸君

は、メーデーでおられたのでは自民

党はかなわないから、メーデーは避け

てくれと言つておる。それから、あなたは、この間、岸・河野会談の際に、河

野経企長官は、五月十八日は日曜日で

あるにやぶさかでありませんが、まだ十

八日を確定的なものだと考えており

ませんから、日曜でなければならぬ

とか、あるいは日曜でないときは休み

にするとか、いうようなことについて

は、別に具体的に考えておらないとい

うのが実情であります。

○森(三)委員 党利党略でもつて、日

曜をはずせば労働者の票が相当ふえ

ておるのであります。そのため、その会談は必ずあつたと思うのです。あなたと河野氏とがだらないで、日曜以外の日を投票日と選んでもいい。その場合、河野氏は、日曜以外の場合には特にこれを休

みにしていいのではないかというこ

とを言つておりますが、それは新聞に

堂々と出ておる。あなたもお読みに

なつておると思うのですが、これにつ

いて一応御答弁を願いたい。

○岸國務大臣 河野君と会うことは、同じ閑僚でありますから、しばしば

会つております。意見の交換ももちろ

んいたしております。今特にあげに

なりましたような会談をいたしたわけ

ではございませんが、従来、選挙日を

日曜にするかしないかということにつ

きましては、いろいろ御意見があるよ

うであります。しかし、最近の日本の

慣行を見ますと、大体日曜に行われて

おるのが慣行になつております。しか

し、必ずしも日曜でなければならぬ

という性質のものではなかろうと思

います。あるいはその日を必ず休日にす

るということの必要があるかどうか

も、これも議論のあるところであろう

と思います。問題は、一体いつ解散す

るかという問題がきまらない今日、五

月十八日というものをすでに予定して

いるいろいろな論議が行わされてお

りますが、私は、一つの参考意見として

は、そういう御意見に対して耳を傾け

てくれと言つておる。それから、あなたは、この間、岸・河野会談の際に、河

野経企長官は、五月十八日は日曜日で

あるにやぶさかでありませんが、まだ十

八日を確定的なものだと考えており

ませんから、日曜でなければならぬ

とか、あるいは日曜でないときは休み

にするとか、いうようなことについて

は、別に具体的に考えておらないとい

うのが実情であります。

○森(三)委員 党利党略でもつて、日

曜をはずせば労働者の票が相当ふえ

ておるのであります。そのため、その会談は必ずあつたと思うのです。あなたと河野氏とがだらないで、日曜以外の日を投票日と選んでもいい。その場合、河野氏は、日曜以外の場合には特にこれを休

みにしていいのではないかというこ

とを言つておりますが、それは新聞に

堂々と出ておる。あなたもお読みに

なつておると思うのですが、これにつ

いて一応御答弁を願いたい。

○岸國務大臣 河野君と会うことは、同じ閑僚でありますから、しばしば

会つております。意見の交換ももちろ

んいたしております。今特にあげに

なりましたような会談をいたしたわけ

ではございませんが、従来、選挙日を

日曜にするかしないかということにつ

きましては、いろいろ御意見があるよ

うであります。しかし、最近の日本の

慣行を見ますと、大体日曜に行われて

おるのが慣行になつております。しか

し、必ずしも日曜でなければならぬ

という性質のものではなかろうと思

います。あるいはその日を必ず休日にす

るということの必要があるかどうか

も、これも議論のあるところであろう

と思います。問題は、一体いつ解散す

るかという問題がきまらない今日、五

月十八日というものをすでに予定して

いるいろいろな論議が行わされてお

りますが、私は、一つの参考意見として

は、そういう御意見に対して耳を傾け

てくれと言つておる。それから、あなたは、この間、岸・河野会談の際に、河

野経企長官は、五月十八日は日曜日で

あるにやぶさかでありませんが、まだ十

八日を確定的なものだと考えおり

ませんから、日曜でなければならぬ

とか、あるいは日曜でないときは休み

にするとか、いうようなことについて

は、別に具体的に考えておらないとい

うのが実情であります。

○森(三)委員 党利党略でもつて、日

曜をはずせば労働者の票が相当ふえ

ておるのであります。そのため、その会談は必ずあつたと思うのです。あなたと河野氏とがだらないで、日曜以外の日を投票日と選んでもいい。その場合、河野氏は、日曜以外の場合には特にこれを休

みにしていいのではないかというこ

とを言つておりますが、それは新聞に

堂々と出ておる。あなたもお読みに

なつておると思うのですが、これにつ

いて一応御答弁を願いたい。

○岸國務大臣 河野君と会うことは、同じ閑僚でありますから、しばしば

会つております。意見の交換ももちろ

んいたしております。今特にあげに

なりましたような会談をいたしたわけ

ではございませんが、従来、選挙日を

日曜にするかしないかということにつ

きましては、いろいろ御意見があるよ

うであります。しかし、最近の日本の

慣行を見ますと、大体日曜に行われて

おるのが慣行になつております。しか

し、必ずしも日曜でなければならぬ

という性質のものではなかろうと思

います。あるいはその日を必ず休日にす

るということの必要があるかどうか

も、これも議論のあるところであろう

と思います。問題は、一体いつ解散す

るかという問題がきまらない今日、五

月十八日というものをすでに予定して

いるいろいろな論議が行わされてお

りますが、私は、一つの参考意見として

は、そういう御意見に対して耳を傾け

てくれと言つておる。それから、あなたは、この間、岸・河野会談の際に、河

野経企長官は、五月十八日は日曜日で

あるにやぶさかでありませんが、まだ十

八日を確定的なものだと考えおり

ませんから、日曜でなければならぬ

とか、あるいは日曜でないときは休み

にするとか、いうようなことについて

は、別に具体的に考えておらないとい

うのが実情であります。

○森(三)委員 党利党略でもつて、日

曜をはずせば労働者の票が相当ふえ

ておるのであります。そのため、その会談は必ずあつたと思うのです。あなたと河野氏とがだらないで、日曜以外の日を投票日と選んでもいい。その場合、河野氏は、日曜以外の場合には特にこれを休

みにしていいのではないかというこ

とを言つておりますが、それは新聞に

堂々と出ておる。あなたもお読みに

なつておると思うのですが、これにつ

いて一応御答弁を願いたい。

○岸國務大臣 河野君と会うことは、同じ閑僚でありますから、しばしば

会つております。意見の交換ももちろ

んいたしております。今特にあげに

なりましたような会談をいたしたわけ

ではございませんが、従来、選挙日を

日曜にするかしないかということにつ

きましては、いろいろ御意見があるよ

うであります。しかし、最近の日本の

慣行を見ますと、大体日曜に行われて

おるのが慣行になつております。しか

し、必ずしも日曜でなければならぬ

という性質のものではなかろうと思

います。あるいはその日を必ず休日にす

るということの必要があるかどうか

も、これも議論のあるところであろう

と思います。問題は、一体いつ解散す

るかという問題がきまらない今日、五

月十八日というものをすでに予定して

いるいろいろな論議が行わされてお

りますが、私は、一つの参考意見として

は、そういう御意見に対して耳を傾け

てくれと言つておる。それから、あなたは、この間、岸・河野会談の際に、河

野経企長官は、五月十八日は日曜日で

あるにやぶさかでありませんが、まだ十

八日を確定的なものだと考えおり

ませんから、日曜でなければならぬ

とか、あるいは日曜でないときは休み

にするとか、いうようなことについて

は、別に具体的に考えておらないとい

うのが実情であります。

○森(三)委員 党利党略でもつて、日

曜をはずせば労働者の票が相当ふえ

ておるのであります。そのため、その会談は必ずあつたと思うのです。あなたと河野氏とがだらないで、日曜以外の日を投票日と選んでもいい。その場合、河野氏は、日曜以外の場合には特にこれを休

みにしていいのではないかというこ

とを言つておりますが、それは新聞に

堂々と出ておる。あなたもお読みに

なつておると思うのですが、これにつ

いて一応御答弁を願いたい。

○岸國務大臣 河野君と会うことは、同じ閑僚でありますから、しばしば

会つております。意見の交換ももちろ

んいたしております。今特にあげに

なりましたような会談をいたしたわけ

ではございませんが、従来、選挙日を

日曜にするかしないかということにつ

きましては、いろいろ御意見があるよ

うであります。しかし、最近の日本の

慣行を見ますと、大体日曜に行われて

おるのが慣行になつております。しか

し、必ずしも日曜でなければならぬ

という性質のものではなかろうと思

います。あるいはその日を必ず休日にす

るということの必要があるかどうか

も、これも議論のあるところであろう

と思います。問題は、一体いつ解散す

るかという問題がきまらない今日、五

月十八日というものをすでに予定して

いるいろいろな論議が行わされてお

りますが、私は、一つの参考意見として

は、そういう御意見に対して耳を傾け

てくれと言つておる。それから、あなたは、この間、岸・河野会談の際に、河

野経企長官は、五月十八日は日曜日で

あるにやぶさかでありませんが、まだ十

八日を確定的なものだと考えおり

政策なりあるいは候補者の意見を開陳する機会を十分与えなければならぬ。これを短縮することによって、選挙運動といふものは非常に悪質化し、地下運動化し、金の選挙になる、こういうような状態が私は必ず発生していくと思う。この点いかがです。

○岸国務大臣 私は、今森委員とは反対の意見を持つておるものであります。私は、選挙期日については、もちろん十分に選挙民が候補者を選定するのに必要な期間が必要である、また候補者も十分に自分の考えを選挙民に批判せしめるだけの運動のできる期間が必要であると思います。しかし、その運動の期間というものが、どの辺が妥当であるかということは、いたずらに長いことが必ずしもいいことではないと思います。長ければ長いほどいいと、いうものではありません。また短ければ短いほどいいということも、おのずから標準があります。そこで、その関係は、やはり政党的な発達の状況やあるいは交渉機関や通信網の発達の状況であるとか、政府が行なつておる公的性質を半面に持つておることは当然でありまして、それを拡充するというそれが程度の問題であるとか、いろいろの点を考えまして、最も適当なところへきめるということがいいんだろうと思います。現行の二十五日というのにおいて非常に事情が変ってきておりますので、われわれとしては、むしろこの際二十日くらいにすることが最も適当であるという結論を得て、提案いたしております。

最終近くになりますと、一日に五回か間短縮することによって、一日三回の開会演説会として十五回減るわけですね。岸総理は言論戦を封じるというこ

とについてどう考えるか。つまり五日

開会演説会をなくしてしまおうとい

うことは、一方から言うと、政

党に公認候補というものを立てるわけ

ですから、もちろん言論、これはあ

くとも公明選挙ということ。公明選

挙といふことは、一方から言うと、政

が減るわけではございません。

○森(三)委員 総理にお尋ねします

ところが、選挙費用をうんと使えば、それでも當選できる。しかし、国会はいわゆる言論の府であつて、おしではできない。

ところが、選挙運動といふものについ

て、文書をだんだんと尊重して、言論

というものを尊重しなくなれば、たと

えば、人に選挙公報を書いてもらう、

あるいはそのはがきに自己の政見を書

くというようなことができて、直接選

挙民にその政見を言論でもつてやると

いうことができなくなる。いわゆる言

論戦といふものを封じまして、一方に

おいてはボスターやはがきをふやした

うことです。岸総理は言論戦を封じるといふことは、政黨政治のなかにならぬと思います。

○森(三)委員 これは、從来二十五日

あるのは三十日も運動期間を認めた場

合があるのであるのですが、しかし、総理と

ういうのですが、二十日といふ期間

は全くあつと言ふ間の期間であります

。この点いかがです。

○岸国務大臣 私は、今森委員とは反

対の意見を持つておるものであります。

私は、選挙期日については、もち

ろん十分に選挙民が候補者を選定する

のに必要な期間が必要である、また候

補者も十分に自分の考えを選挙民に批

判せしめるだけの運動のできる期間が

必要であると思います。しかし、その

運動の期間というものが、どの辺が妥

当であるかということは、いたずらに

長いことが必ずしもいいことではない

と思います。長ければ長いほどいいと

いうものではありません。また短かけ

れば短いほどいいということも、おの

ずから標準があります。そこで、その

関係は、やはり政党的な発達の状況やあ

るいは交渉機関や通信網の発達の状況

であるとか、政府が行なつておる公的

性質を半面に持つておることは当然

であります。長ければ長いほどいいと

思ひます。現行の二十五日といふのが

かこの区別がむずかしいところがあります。新人も、あるいは議席を持ついる人も、将来行わるべき選挙に対し、国民に自分の考えなりあるいは自分の主張なりというものを十分に理解してもらいう方法を正当な方法でやることは、私は禁止すべきものじやないと思うのです。法律で規定されておるような事前運動——一定の期間のことは別ですけれども、その時間がきまつておらない時期におきまして、正当な方法で自分の考え方なり自分の将来の支持というものに対し選挙民の理解を得るような方法を講ずるということは、私は全部しかねどということじやないと思う。しかし、それにはおのずから度があり方法があり、それを越えるところのものは、これはいろいろ取締りの対象になる性質のものであつて、その区分が非常にむずかしいといふことは、私は検察当局が苦心されておることであろうと思う。それを検察当局が行き過ぎると、やはり人権じゆうりんの問題も出てくるのですから、そこに非常に手心のむずかしいところがあるといふことは、私は十分了解をいたしますが、そういうつもりで、新聞が書いておることに閑しまして、私は一々そういう事實を承知しておりませんし、あなたの御心配になるように、事前運動を奨励しているといふようなつもりでは毛頭ないといふことを、明確に申し上げておきます。

○森(二)委員 森さんに申し上げます
が、お約束の時間がかなり超過いたしておりませんから、もう一間にお願いします。

○森(二)委員 とにかくもち代を渡しておることはあなたも知っているんで

あります。国会議員というものは歳費をもらつておるんでしよう。歳費をもらつておつてもち代を渡すということことは、あなたおかしいじやないです。結局事前運動を奨励しているのと同じことは、私は禁止すべきものじやないと思うのです。法律で規定されておるよ

うな事前運動——一定の期間のことは別ですけれども、その期間がきまつておらない時期におきまして、正当な方法で自分の考え方なり自分の将来の支持というものに対し選挙民の理解を得るような方法を講ずるということは、私は全部しかねどということじやないと思う。しかし、それにはおのずから度があり方法があり、それを越えるところのものは、これはいろいろ取締りの対象になる性質のものであつて、その区分が非常にむずかしいといふことは、私は検察当局が苦心されておることであろうと思う。それを検察当局が行き過ぎると、やはり人権じゆうりんの問題も出てくるのですから、そこに非常に手心のむずかしいところがあるといふことは、私は十分了解をいたしますが、そういうつもりで、新聞が書いておることに閑しまして、私は一々そういう事實を承知しておりませんし、あなたの御心配になるように、事前運動を奨励しているといふようなつもりでは毛頭ないといふことを、明確に申し上げておきます。

そこで、一番最後に、けさの朝日新聞に出でおりました点を質問して終りたいと思います。けさの朝日新聞は読んだでしよう。最高裁判所の裁判官の国民審査と衆議院議員の選挙の投票用紙は、従来は、別々に渡して、衆議院議員の投票を済まして、一巡しましてから最高裁判所の裁判官を罷免するかどうかという投票をした。今度はこれを一緒に投票させるというのです。投票用紙を一緒に渡すというのです。

○森(三)委員 この次というものは今回等によりまして整えるべきものは、将来もまた選挙制度調査会等の答申を得まして考へなければ相ならぬと思いますけれども、次に行わるべきと申してよろしいか、あるいはその後引き続いだとしても、行われる部分も、法的な措置等がきちんとつきりますまでの間は従来通りの方法で行われる、こういうふうに理解していただけてこうだと思います。

○森(三)委員 今回の選挙について書いておることに閑しまして、私は一々そういう事實を承知しておりませんが、この新聞をお読みになつておるかどうか知りませんが、この点をお尋ねしたいと思います。

○都國務大臣 中央選舉管理委員会に

おきましたそのような意見を持つておるものはないと思います。これは、國民審査の場合の投票の内容が、投票をいた

しょう。国会議員というものは歳費をもらつておるんでしよう。歳費をもらつておつてもち代を渡すということことは、あなたおかしいじやないです。

○都國務大臣 中央選舉管理委員会に

おきましたそのような意見を持つておるものはないと思います。これは、國民審査の場合の投票の内容が、投票をいた

しょう。国会議員というものは歳費をもらつておるんでしよう。歳費をもらつておつてもち代を渡すということことは、あなたおかしいじやないです。結局事前運動を奨励しているのと同じことは、あなたじやないですか。詭弁ですよ。あなたは、中島という議員を間違つて、中島違いをして渡して、恥さらしをしていいんじゃないですか。ですから、選挙渡して、大いに事前運動を奨励している。これが本法案の改正について非常に遺憾千万なところだと思うので

非常に遺憾千万なところだと思うのです。

○都國務大臣 この点につきましては、さらに広くいろいろな立法の手段等によりまして整えるべきものは、将来もまた選挙制度調査会等の答申を得まして考へなければ相ならぬと思いますけれども、次に行わるべきと申してよろしいか、あるいはその後引き続いだとしても、行われる部分も、法的な措置等がきちんとつきりますまでの間は従来通りの方法で行われる、こういうふうに理解していただけてこうだと思います。

○都國務大臣 私は、選挙法の改正と

選挙法の改正との規定も同様な解釈を貰うものだと思うのですが、心配ないと思います。

○都國務大臣 この次というものは今回等によりまして整えるべきものは、将来もまた選挙制度調査会等の答申を得まして考へなければ相ならぬと思いますけれども、次に行わるべきと申してよろしいか、あるいはその後引き続いだとしても、行われる部分も、法的な措置等がきちんとつきりますまでの間は従来通りの方法で行われる、こういうふうに理解していただけてこうだと思います。

○都國務大臣 将来のことまで申しましておきます。この新聞をお読みになつておるかどうか知りませんが、この点をお尋ねしたいと思います。

○都國務大臣 中央選舉管理委員会に

おきましたそのような意見を持つておるものはないと思います。これは、國民審査の場合の投票の内容が、投票をいた

査の場合の投票の内容が、投票をいたす間に、記載台に寄らないで、持つておつてもち代を渡すということことは、あなたおかしいじやないです。

○都國務大臣 このように相当地重要な内容を持つた選票の保持ができるようにならじやないか、という観点から論じておられます。

からいえばどうかというと、それは必ずしも日本の民主政治のレベルというものが政党本位ということにはなっておらない。選記制を見ても、鳩山さんと野坂さんの連記が出るようだに、そういう面もあるし、これは必ずしも悪いことではないが、また選挙という場合には当然重視しなければならぬことはありますけれども、しかし、その候補者個人という面もある程度考えなければならない。どうしたことになつてくる。

そうなると、この二十日にしたことにだけを問題にするのではなくに、今回の二十日にしたもののがかりに通つたとしても、今後これに合せて日本の選挙制度をどういうふうに改革していくべきか正確に反映するようなものを持っていくか、これが、私は、二十日にしてことと関連して、次の非常に大事な点だと思うのです。そこで、かねがね、私どもあるいは世間でも、岸総理は小選挙区制の論者だといふふうになつておるのでけれども、この運動期間を短かくすることと関連して、やはり岸総理は今後できるだけ早い機会に小選挙区に改めた方がいいと依然としてお考えかどうか。まずこの点です。

○岸国務大臣 私が小選挙区論者であるということは、今おあげになりました通り、私はそういうふうに小選挙区が望ましいという従来からの考え方を今まで持っております。ただ、今回のこの改正が、それと何か関連があるようにお話しになつておりますが、私はそれをと関連させて実は考えておるわけではございません。小選挙区の問題についてはございません。小選挙区の問題として、きましては、小選挙区の問題として、

十分衆知を集め、いろいろな方面の御意見を聞き、慎重に、これこそ選挙法の相当根幹に触れている根本的の一つの問題でござりますから、これは十分に審議し、十分に各方面の意見を聞いて検討すべきもので、私一個がそういう論者であるからというので、簡単に解決すべき問題ではございませんから、これは将来慎重に考えてみたいと思います。今回われわれが提案しておられます二十日にしたというのは、その考え方と必然の関係はございません。

それから二十日にしたことによつて、新人が出ることに非常に支障があるじゃないかというお話をございましたが、私はその点ある程度はそういう議論が成り立つだらうと思います。しかし、実際問題から見ますと、今、あなたは、二大政党になつたけれども、まだ政党のなにだけではなくし、個人の影響力が投票の場合に相当あるということをお話になつたが、それを私は否認いたしません。しかし、だんだん政党の活動といふものが盛んになつてきておるところの事実も無視できないのです。従つて、國民も、やはり、その人が社会党に属しておるか、あるいは保守党に属しておるかというようなことも、相當に判断の標準になつてきておると思います。こういうようなことを考えてみまして、五日ほど短縮したから、理論的にいふと、今あなたの言われるような御懸念もあるうかと思ひますが、実際問題として、新人がそれでは非常に出にくくなるかというと、その御心配になるようなことは要らないのじやないか、こう思つております。

民主党の中でも、この際小選挙区も同時にこの国会でやつたらどうかというような意見が相当あったように聞いておりますが、その際、総理大臣は、今回見合わすということで、それを抑えられたそうです。これは次の国民の審判を待たなければ、何ともわかりませんけれども、あなた自身の抱負として、かりに統いて政権担当をされるような場合には、今度は小選挙区法は見送るとしても、次回にはぜひともやりたいというようなお気持を依然として持つておられるかどうか。

○岸國務大臣 次回とかあるいはいつとかいうようなことを私今具体的に考えておるわけではございませんで、私自身は本来小選挙区論者であるが、しかし、小選挙区制を施行するにつきましては、かつての経験から申しましても、各方面の理解と慎重なる検討によって適當な案を得るということがまず先決問題でございます。今いつそれをやるのだということにつきましては、私具体的にまだ考えておりません。

に、民意といふものを正しく反映させ
るという努力が今後あらゆる面で必要
だと思う。そういう点からこの二十日
の問題も私は取り上げておるわけです
けれども、運動期間ということは、い
ろんな活動のスピードになつたこと
から考えて、かりにその面だけから見
れば適當だとしても、しかば、選挙
制度ということからすれば、何が妥当
か、果して小選挙区が妥當かどうかと
いうことになると、これはまだ非常な
問題があると思う。總理はそういう御
持論ですけれども、今度これを二十日
に短縮してやつてみて、もう一度選挙
制度については根本的に考え直してみ
る必要が出てくるのではないかと、い
ましても、まだなかなか党内の調整そ
の他が外国の例のようにうまくいくと
も限らない。その場合には、やはり何
らか個人といふものがある程度重んじ
た單記移譲式、比例代表制と政党名簿式
比例代表制とをからみ合せた、日本の
実情に合つた新しい比例代表制とい
ふのをここで研究してみる必要がある
のではないか。この二十日に短縮する
ことを機会に、今後、小選挙区がいい
んだという前提に立つての選挙制度の
調査ではなしに、一切を白紙に返した
選挙制度の根本的な検討といふものを
總理としてはなさる御意思がないかと
うか。この点を重ねてお聞きしたい。

10. The following table summarizes the results of the study.

ます。やはり、その国の実情なり、その国の各般の客観的事情というのも大事であります。しかし、現行選挙制度につきましては、私はやはり根本的にこれを検討してみる時期にきてるんじやないかという気持がしております。それは、単に私が小選挙区論者であるがゆえにだけではなくしによく議論されますが今選挙区制と日本の戦後における人口の配置が、最近の状況からいうとずいぶん変つておることも御承知の通りです。これに対し、別表を改めなければならぬという議論がしそつちゅう出てくることも、私は当然であると思うのです。こういうこととも関連いたしまして、今いろいろな比例代表のお話がありましたが、この制度につきましても、実際実行しておる国々の実情を見ましても、これが完全なものであるということも言いかねる。いろいろそれのいい特徴もありますが、また欠点もあるわけでござりますから、そういうこともあわせて、やはり選挙制度の根本については私は慎重な検討をしてみたいという考え方を持っております。

○南委員長 島上善五郎君。

ます。しかし、それには今の選挙法の改正をぜひやらなければならぬという点が相当あると思うのです。しかるに、今度の政府提案は、それらの間違はけろりと忘れ去ったように、全然触れていない。私は、清潔な政治を実現するためには、きれいな公明選挙をやらぬという点があると思うのです。それについて伺いたいと思うのですが、まず第一に、政治資金を規定するといふ点です。これは実は昨年たしか三月六日の予算委員会で私は總理に質問しました。つまり、現行法では寄付を制限しておりますけれども、國または公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は選挙に際して寄付してはならぬ。これだけの制限があるのみであります。そこで、制限のないのは何かというと、財政投融資、補助金、交付金を國から得ておる団体は、今日選挙に関して寄付をしても差しつかえない。本年度の予算にも財政投融資がすいぶん多額でありまするが、一方において、財政投融資、補助金、交付金を与えておいて、その團体から選挙に関して寄付を受けるといふことは、汚職あるいは獄獄の温床となるおそれがある多分にあると思うのです。これに対しても、岸總理は、「よくせんが、御趣旨その通りです。今法律をどう改正していいかという答弁はできないけれども、その御趣旨のように改正するために検討いたします。」ことはつきり答弁しておる。自來一年余りたっております。どのように検討さ

○岸国務大臣 汚職追放、きれいな清潔な政治の前提として公明選挙をやらなければならない。従つて、政治資金の規正の問題いやしくも汚職の温床になるような危険のあることに対するしては、一つ十分な検討を加えてなにしなければならないというお話を御趣旨につきましては、私は全く賛成であります。政治資金を一体どういう方面から受けるかといふ問題につきましては、保守党といわゆる社会党といわゆる民から一つの疑惑を持たれるような方面からこれを得られるということは厳密に慎むむといふ態度でなければならぬことは、言うを待ちません。ただ、選挙には何といつても相当の金が党として要ることも事実であります。この資金を結局各方面から政治資金として寄付を受けたといふことも、また選挙をやる上から言うと政党としては必要なことであり、それ自身をとがめるわけにはいかぬ。どこに限界を引くかという点につきましては、一応現行法の範囲が出ておりますが、それでもって果して十分であるかどうか、これが一番望ましいかどうかということは、私この点についていろいろの点を私は考えなければならぬと思うのです。今おあげになりましたところに直ちに線を引いていいのか、さらにそれに類似したものなどを聞いておきますが、これは保守党内においてもずいぶん議論がありますが、社会党と組合との関係における資金をど

ういう点に線を引くかというような問題、いろいろの点を考慮しなければならぬことは言うを得ないのであります。して、そういう各般の問題を審議いたしておしまして、この改正にまで結論を得ておらない。私どもは、それよりも、今回はただ必要やむを得ない程度にだけとどめておいて、そういう問題については統して誠意を持って研究する、こういう態度をとつておるわけあります。

です。そういう問題をいろいろ検討する必要があるといって、わざと幅を広げて問題を大きくしていつてすらしておる。時期をおくらしておる。問題の焦点をしぼってやりますならば、この改正には、そんなに時間をかけてそんなに引き延ばす必要のない問題である。政治資金規正法の改正については、私どもはすでにこの国会の四回も悪いけれども、今度の選挙法の委員会前から出し、依然として継続審議になつておりますが、保守党の諸君はこれを審議しようとしている。委員長にはこの選挙法の改正よりも、継続審議になつており、かつ必要なこの政治資金規正法を先議すべきものだと思うのですけれども、それをしない。これは政治資金規正に対する熱意が全くないという現われだと思うのです。

よる寄付——後援会は箕山会とか春秋会とかいったような名前のわからぬ後援会もありますが、しかし、おむね候補者となるとする者の名前を一番上に冠して作っております。賀屋興宣谷区担当、世田谷区担当と、地図をつけて、ぱってんをつけたり、まるをつけたりしておる。そうして、その事務所の奥には、自由民主党公認衆議院議員候補者賀屋興宣というボスターがちゃんと別に張つてある。これは、選挙法上、表へ張らないで奥へ張つておるから、差しつかえない。選挙法の穴をねらってやつておるわけであります。これは選挙に立つためのものであることは言うまでもない。それが実にあらゆるところに寄付をしておる。社会党主催の講演会まで賀屋興宣後援会でございますといつて、金一封。(笑声)個人の寄付と会社の寄付を制限していくながら、後援会の寄付をこのように野放しにしておくということは、法律のバランスの上からいっても、現実に起つておる幾多の弊害を見ましても、これは制限すべきものだと思うのです。総理大臣はどうのうにお考えですか。

今、後援会の名前でやる場合において、個人や会社の場合は取り締まるが、それが後援会の場合はないじゃないかというふうな点を今おあげになつたわけでございます。いろいろ立法技術の問題もございましょうし、先ほどから申しておるよう、選挙の問題の検討もございますから、そういう問題も今おあげになつておるものをおも聞いておりますし、確かにそれはふつり合いでおかしいと私も思います。しかし、それは立法技術の問題、法全体の改正の調子も問題でございましょうし、これは私それだけでもつてここでなにするわけにはいかない。選挙法全体の総合的な研究も私はいたしておりませんし、御趣旨の点はごもっともな点があるようではありますから、そういうこともありますから、ひとつ将来の問題として研究することにいたしたいと思います。

ら、今度はほかの問題にちょっと触れますが、今度の運動期間の短縮の理由の中に、交通機関の発達や運動方法の進歩ということをあげております。最近テレビが非常に普及して参りまして、外国ではテレビを選挙に使っておるところもあるようですが、日本においてもそろそろテレビを選挙運動に使う、ラジオとあわせてテレビの放送を使つてもいいという時期に来ておるのではないかと思うのですが、この点どのようにお考えになりますか。

○岸国務大臣 私は、将来の問題として、テレビというものは確かにラジオと同様に披つていくべきものである。

御承知の通り、テレビは現在の日本の状況から見ますと、まだラジオとは相当普及発達の程度も違つておりますけれども、将来の問題としては、これはぜひラジオと一緒に考えるべき問題である、かように考えております。

○島上委員 それでは、これをもつて最後になります。言葉じりとどちらの意味でももちろんありませんが、先ほど、松本君の質問に対して、小選挙区制について、各方面の意見を聞いたて、適当な案を得るということが大事なことである、こういうお話をあります。実は選挙制度調査会において答申した案がある。私どもは、この答申について、答申そのものが十分な審議を経たものではないので、いろいろ異論を持っておりますが、答申があつたのが出されて、この前は世論の袋たたきにあって、ついに完全に葬り去られました。が、この完全に葬り去られた事

実にもかんがみまして、今まででは選舉制度調査会の答申を尊重する、もし出すとすればあれで出す、こういうように言つておられたと私ども承知しておりますが、先ほどの答弁によりますと、どうやら、選舉制度調査会の答申は白紙に返して、もう一べん検討し直すというふうに受け取れるのであります。私が、そのようなお考へあるかどうか。また、こういうような大きな問題は、各方面の意見を聞くことももちろん必要であります。私ども小選挙区制に根本的に反対ですけれども、小選挙区制にする場合、その一つの段階として二名、三名区にするといったような意見もあるわけですし、西ドイツのようなドント方式をとるという意見もありますが、いずれにいたしましても、こういう選舉制度を根本から変えるような問題については、両党で十分に話し合うということも、また重要なことがあります。いかがと思うのです。この二点についてどのようにお考へになつておりますか。

も支持があつたけれども、別表のなにをどういうふうに具体的にきめるかと
いう点については、非常に懾烈な議論が
起つてくることは当然でござります。
なかなかに別表のきめ方というものは
むずかしいなにがありますが、やはり
第三者の公平なる立場においてきめる
という形をとらないと、別表そのもの
については、書うまでもなく、両政党
の――政党だけじゃなしに、個人々の
相当利害関係の深い問題でございます
ので、こういうことに對しては、小選
挙区の理論がいい、それでいこうとい
う場合において、別表をどう定めるか
というのは、第三者が公平な見地から
これを定めることができるのは望ましいの
じやないかと思ひます。この意味にお
きまして、従来あります選挙制度調査
会のきめた案というものは、一応私は
尊重すべきであると思ひます。ただ、
その後におけるいろいろな事情の変化
もござりますし、その後のいろいろな
論議から見まして、あの別表そのもの
の間に、必然的にある程度の修正を
要するような点もありますので、さら
にああいう選挙制度調査会というよう
な権威ある審議会で審議してもらうと
いうような方法をとるか等につきまし
ては、なお今後の推移について考へな
ければならぬ。

せんけれども、いろいろの議論を聞きますと、當時とよほど考えも變つておる方も相当あるようなことを承わつておりますから、從来のようななにては、最も歩み寄りも何もできないわけであります。ですが、最近の情勢から見ると、そういうことについて相當に話し合う情勢が出てゐるのではないか、それは非常にけつこうなことであるようには常に考えておるのであります。

○南委員長 井端繁雄君。
○井端委員 時間も大へん詰まつておるようでござりますから、ごく簡単にお尋ねいたしたいと思います。本会議で私から質問を申しました節に御答弁をいただきました中で、ぜひ明らかにいたしたいと思うことがありますので、まずこの点について御答弁いただこうと思います。

私がお尋ねいたしました幾つかの中で、選挙法の改正に対する一国の總理大臣の立場から、その態度について明らかにしてもらいますための質問をいたしたわけであります。ところが、あなたの御答弁を速記録で拝見してみると、選挙法がいかに国民及び日本の民主政治に重大な影響を及ぼすかについての質問に対して、同感の意を表されております。しかるところ、今回突如として選挙法を改正したのはいかなるわけであるかという問い合わせに対しては、あなたの御答弁によりますと、この選挙法は根本的にあるいはずと、この選挙法が根本的にあるいはずと、この選挙法を改正したの

だ、こう御答弁が明確になつております。非常に私は重大な御答弁だと申します。できるなら再質問をと思ひましたけれども、この機会が得られましたを期待いたしまして、今日まで待つておつたわけであります。私の質問の趣旨をここで繰り返すことは避けたいと思いますが、あなたのここでお答えになつております基本的なものの改正でないという点について、私は、基本的なものに幾つも言及されている改正をなつております。この点をまず明らかにしてもらいたい。次は、あなたがここで書っているように、手続に関する規定に限定しての改正であるから、それほど重要視しないという御答弁の趣旨だらうと思います。手続に関するのいわば軽い意味での改正という御答弁の趣旨であります。しかし、言葉の上から速記録を拝見いたしますと、手続上に関する規定につきまして、この際いろいろな事情の変化に伴うて改正したという御答弁であります。私は、手続上の問題であります。つまり、選挙法といふものは、言うまでもなく民主政治の手続を規定した法律であります。おおむね選挙法といふものは手続を中心として構成されてきております。しかも、言うまでもなく、民主政治、多衆政治である。多くの民意を政治にいかにして反映するかという手続を規定したもののが選挙法でなければならぬ。その手續の重大な部分を改正しようということは、いかに条文が簡単であろうと、改正の範囲が、条文の上で狭い範囲であります。その及ぼす影響が重大である場合には、決して、手続の上に対する改正

あるからといって、これを輕々しく取り扱うということは許されない。この点に対する責任ある総理大臣としての答弁をこの際明らかにしておくことが、今後われわれが選挙法に臨む上に非常に大切なことだと思います。それから、共同の責任の立場に立って明確にしておきたいと思います。

○岸国務大臣　選挙法というものが主政治の上できわめて重大な法律であつて、これの改正というものは慎重にやらなければならぬということになりました。私井堀委員のお考案に賛成をしておりますように、私もそれをぞ思ひます。ただ、私が申し上げようとするところは、手続だから軽々にやつて言葉が足りなかつたかもしませんが、それは手続だから軽々にやろしいということを中心したわけではありません。もちろんそのことです。選挙法のうちには、この民主主義の原則に関するもの、選挙の本体に関するものが一方においてあると同時に、今お話しのよろしくもあらんのです。選挙法のうちには、この国民一般に、考え方によると、これは国民一般に直接にすべての政治に関与することができるから、結局選挙を通じて意図を表わすという意味におけるその手續であるというふうな御議論も、もちろん妥当かと思います。たとえば、この選挙法におきましても、普通選挙でもあるとかあるいは直接選挙であるとかによって、選挙法中の、主としてそういう原則でない手続に関する規定についてお

は、実際上のわれわれの経験や施行成績等から見て、時代に合うようこれを見直していくということ、もちろん考えなければならない、というこを申したわけあります。しかし、それとしても、軽々にやつてよしとか、このものは非常に簡単だから単に片づけるのだというような気は、私毛持つておらなかつたといことをはつきり申し上げます。

○井堀委員 明確になりまして、またに、私どもいたしましても、このからの法案審議の上に、一つの足場明確にしたものであると思ひます。かし、あなたの率いられる自民党的な立場に対する態度は、今後の問題にするのでありますけれども、すでにこの委員会で審議を幾回か続けてきておりますが、どうも、私どもは、今のあなたの御答弁と自民党的態度とは相するかに感ずるのであります。たとえば、この選挙法の審議の期間を、しかも頭から日にもちきめてしまおうするような行き方は、十分審議を尽ながら、あるいは簡単にその結論を得ることができるかもしれない。ある人は思われる重大な問題に当面するも、これは審議をしてみなければわからない。私どもはむしろ重大な問題の中に伏在しておると信ずるのであります。それを、審議もしない前から、もう何日にはこの法案を上げよとして一日も早く法案を通したいと御趣旨はわかる。しかし、あなた所属する政党としては、すなわち総理の立場としては、やはり、選挙法の

のときは、民主政治の基盤を確立していくためによほど慎重にかまえなければならないぬ問題であることにつきましては、もう意見が一致しておりますから、多く述べる必要はないと思いまして、こういう点について非常に重要な遺憾の御注意を私は喚起いたしたいと思うのであります。

そこで、二、三重要な点を指摘いたしましたて、あとは担当の國務大臣から順次明らかにしてもらお用意がござりますが、三點ばかり一つ重要な点があります。この点がなされておるのであります。しかし、その持つ意義はきわめて重大だと思われる点があるので、この改正がなされる点を伺っておきたいと思います。

その一つは、なるほど、条文の中で「順次明らかにしてもらお用意がござりますが、三點ばかり一つ重要な点があります」とあります。この要綱は、大体、説明にもありますように、要約して三点に分けることができる。一つは、地方の府県会議員の選挙区といふものが、町村合併その他の事情に基いて、必然的に改められなければならない。事態を変えようとするから、その必要性についてはよくわかる。第二の問題は、衆議院の選挙の期日を二十五日から二十日間に短縮しようとする、さらに印刷物を何がかかるかふやそういうお考えである。第三点は、選舉管理委員会に関する管理運営に関する問題に言及する。この三点であります。その第一は、この從來の公職選舉法によりますと、郡市の単位が選挙区の基準単位となつてきておることは明瞭であります。そのうちの郡の単位

を――文書の中では郡市の単位を、原則という点は貰っておりますけれども、事実は郡の単位は私はこれによつてめちやめちやにこわされてくる第一歩がここに聞けたと思う。このことには、ひとり選挙法に關係するものではなくて、日本の民主政治の基盤を作る最も重要な地方自治体の将来に關する私は大きな影響があるものと思うのあります。また、あなたの持論でありまする小選挙区法を施行する場合は、衆議院の選挙区の単位というものを一体行政区のどれに求めるかということを考えますと、郡といふものにたよらないでいいという見通しが立つてこなければならぬ事柄だと思うのであります。このように、この改正案は、事務当局としては、まことに器用な結論で、見上げたものだと、その点では大いに敬意を表しておるのでありますけれども、残念なことは、こういう基本的なものについては配慮が加えられていない。もちろん、自治法の第七条に県及び市の境界についての総理大臣の権限が重く規定されております。あなたの権限によらなければ区域を変更、廢合できないことになつておるのでありますから、この点は、非常に、ありますから、この点は、非常に、自治の区域といふものを変更するといふことがいかに重大であるかを、法律も重く見ておるのであります。一方には、町村の合併やあるいは行政区画の変革、変更をしなければ必然的な事情が起つてきておることは私も切実に認めておる。そういう問題とこれとを、同じ自治府の所管でお作りになつた原案であろうと思ひますけれども、要するに、そういう事務的なもののみのものを判断して、基本的なものに

十分な検討を加えられていないと私は思います。総理大臣はそういう点に步がここに聞けたと思う。このことには、ひとり選挙法に關係するものではなくて、日本の民主政治の基盤を作る最も重要な地方自治体の将来に關する私は大きな影響があるものと思うのあります。また、あなたの持論でありまする小選挙区法を施行する場合は、衆議院の選挙区の単位というものを一体行政区のどれに求めるかということを考えますと、郡といふものにたよらないでいいという見通しが立つてこなければならぬ事柄だと思うのであります。このように、この改正案は、事務当局としては、まことに器用な結論で、見上げたものだと、その点では大いに敬意を表しておるのでありますけれども、残念なことは、こういう基本的なものについては配慮が加えられていない。もちろん、自治法の第七条に県及び市の境界についての総理大臣の権限が重く規定されております。あなたの権限によらなければ区域を変更、廢合できないことになつておるのでありますから、この点は、非常に、自治の区域といふものを変更するといふことがいかに重大であるかを、法律も重く見ておるのであります。一方には、町村の合併やあるいは行政区画の変革、変更をしなければ必然的な事情が起つてきておることは私も切実に認めておる。そういう問題とこれとを、同じ自治府の所管でお作りになつた原案であろうと思ひますけれども、要するに、そういう事務的なもののみのものを判断して、基本的なものに

ます。またそういうものについては当事者の提案したものを使うのみになされるお考対してお気づきでございましょうか。またそういうものについては当事者の提案したものを使うのみになされるお考対してお気づきでございましょうか。また、重大であると考えるならばどうすべきであるかについて、この際あなたの御態度を明確にしておいていただきたいと思います。

○岸国務大臣 私から、地方制度に關係することをごさせますし、一言お答え申し上げます。

郡といふものは、一つの地理的名称ではありますするけれども、国の行政でも、自治の行政でも、これを行政区画に用いておる現状であり、私は行政上は思つております。そういたしますと、郡といふものは、広い意味の府県、またその基礎の町村、これがつまり合いをとりながら、将来、御承知のように地方制度では、自治法では郡は廃置分合できることになつております。郡に手をつけるということは、おつしやるような意味合いで、よほど慎重にいたさなければ相ならぬと思います。

従いまして、選挙区をこしらえますのも重く見ておるのであります。

一方には、町村を集めまして、手ごろな町

区、飛び地が百四十七郡に及ぶとい

うでありますから、これは、私は、郡の行政区画に対しては一大変革を行わ

れる一つの機会を与えた。このこと自体

を私は重視いたすのではありません。

しかし、どうなんですか。これは形は小さい問題ですが、実際は無効投票をなくする最良の方法なのであります。どの選挙法に

が、実際は無効投票をなくする最良の方法なのであります。どの選挙法になつても、これは実行したらいいと

思います。それは記号式投票用紙を探用してはどうかということでありま

す。従来の投票用紙は々候補者の名前を自書するわけですね。従つて、誤

字、脱字があるし、無効があるし、中

には併句や用例を書いたりすることがあります。そうでなくて、二大政党に

なつたのですから、順番等は問題であ

りますが、あらかじめ自由民主党はだ

れだけ、日本社会党はだれだれ、そ

他だれだれということを投票用紙に印

刷しておく、そして投票所ではそれに

チェックなりまるをつければいいわけ

です。これは長い間論議されておりま

すが、いつも参議院の全国区の問題が

あります。これは長い間論議されておりま

すが、いつも参議院の全国区の問題が

</

いろいろ専門家の研究もありましようから、今私がここで思いつきだけを申し上げることは適当でないと思いますから、十分研究してみます。

○南委員長 井堀繁雄君。

○井堀委員 次に基本的な問題で、これも非常に重要なことで、すぐ御答弁いただけるかどうかを疑問を持つくらいのものであります。それは、今度の改正案によりますと、地方議員の選挙区が変わりますと同時に、議員定数に関する有権者の人口比例がはなはだしく変わってくる。これは、従来は、公職選挙法によって衆議院や参議院議員の定数を定めておりながら、一方地方議員の定数については地方自治法によつておる。私は、こいつらの点では選挙法の矛盾がここにあると思うのであります。これは歴史的にはしからしめたいろいろな理由があると思うのですが、本来ありますならば、そういう議員の定数といふものは少くとも公職選挙法の中に規定さるべきものだ。そうしませんと、に対する有権者の人口別配当といふのは非常に重要だと思う。特に、民主主義は人格主義をとるもので、人々の国民、市民の意図といふものが、どの政治にも正當に公正に反映すると、いうことが、基本的原則となるのであります。それがある地域では十人の人の審査を受ける、あるところでは一万人の人の審査を受けるといったような事柄については、これは、いすれの国においてもその合理化のために論議され、いることは学ぶべきだと思うのであります。日本の公職選挙法によります

と、参議院と衆議院の場合は別ですが、あとは地方自治法によるといったような矛盾がそのままになつて、この法律の改正では、地方議員の選挙区を改めるということではありますけれども、これに問題を持つてくる問題であります。ありますから、必ずしも、今度の改正というものは、そう单纯なものではない。ここに一つ問題があります。まして、これについてはあなたも御意見があるうとあります。続いてもう一問。それは期間の短縮という点につきまして、本会議でも私はお尋ねをいたしました。しかし、この期間の短縮の問題について、あなたは、立会演説会あるいは個人演説会あるいは街頭演説会などの言論の自由について、さしたる制限は加えぬで済むという見解のようござりまするが、しかし、これは、私はいろいろな科学的機械を利用することによって補充という意味だらうと思うのです。あるいは、自治庁長官に言わせますと、交通機関や宣伝機関が、非常に発達しているということを言つておる。しかし、それに正比例して、一体、有権者の意思といつもが、そういう機関を通じて、選挙にどれだけ合理的に結びつくかという具体的な事実を検討してみなければ、軽々にそういう結論を出すべきではない。総理大臣や自治庁長官がそう考へるということは、個人の意見であつて、言いかえれば、公職会などの意見を十分尊重して、あとう限り、選挙の側から、こういうものに対して二十日間でよいというような意見が出でます。

○岸國務大臣 議員の定数、すなわちその背後にある人口との比例の問題は、これは、今井堀委員お話しの通り、民主主義において重大な問題である。それを府県会議員等については自治法にまかしておるということであつて、この選挙法にない点を御指摘になつておりますが、これは立法の沿革等もございまして、自治法と選挙法の調和を十分にはかつて、今御指摘のような人口比例の原則を堅持するように、この両方の調整をはかるということに努力しております。十分にそういう意味で努力して検討いたしたいと思います。

○南委員長 本日はこの程度にし、次回の委員会は明十日午前十時より開会いたします。

午後三時三十六分散会

か、あるいは実際上の候補者の運動に支障を来たす、あるいはもう少し大事な、国民が投票する上において、十分に選定をし批判をするための時日がいというようなことは、私はこれは万なかろうと思います。従いまして、これはもちろん御審議のこととございません。ですから、公職会をお聞きになつて御意見を聞かれるというようなことが全然必要ないということを私が申し上げることは、なるほど適當なことじゃございませんから、御審議のなにでございますけれども、決して私や自治庁長官が勝手に考えていることではないことを、一応御理解を願いたいと思います。

○南委員長 本日はこれにて散会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

昭和三十三年四月十一日印刷

昭和三十三年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局